

平成30年度 第1回久留米市環境審議会議事録

1. 日 時 平成30年7月26日 木曜日 10時30分開会 12時20分閉会

2. 場 所 久留米市役所本庁舎 1301 会議室

3. 出席委員

会長	藤田 八暉	久留米大学 名誉教授
副会長	井手 信	聖マリア学院大学 教授
	石橋 良光	久留米市校区まちづくり連絡協議会 幹事
	池田 博子	久留米市女性の会連絡協議会 会長
	柴本 喜久男	久留米市地区環境衛生連合会 会長
	高橋 和子	くるめクリーンパートナー 代表
	池鯉鮒 悟	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
	濱崎 裕子	久留米大学 人間健康学部 教授
	藤田 直子	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授
	吉永 美佐子	高齢者快適生活づくり研究会 代表

事務局

今田 利満	環境部部長
原武 泰将	環境部次長
春木 博文	環境部環境政策課長

4. 欠席委員

権藤 裕子	久留米市農業協同組合 総務企画部総務課
最所 美博	久留米商工会議所 環境・エネルギー委員会 委員長
園田 茂	久留米三井薬剤師会 常務理事
中嶋 裕之	久留米工業高等専門学校 生物応用化学科 教授
藤田 眞知子	久留米医師会 会員
船橋 昇治	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 所長
宮之脇 健二	福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境長

5. 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - ・久留米市地球温暖化対策実行計画（案）について
 - ・久留米市災害廃棄物処理計画（案）について
- 3 その他
 - ・久留米市緑の基本計画2018について
 - ・平成29年度久留米市環境調査結果について
 - ・くるめ生きものプランの行動リスト（案）について
- 4 閉会

6. 提出資料等 別紙のとおり

7. 会議内容

議題1 久留米市地球温暖化対策実行計画（案）について

藤田会長： まず、議題1の久留米市地球温暖化対策実行計画（案）についてでございます。事務局から説明をお願いします。

事務局 春木環境政策課長 説明

藤田会長： ただ今、久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案の概要につきまして説明がございました。詳しくは、参考資料1-1の「久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」が作られています。

今、事務局の説明の中で、地球温暖化対策について「適応」という話が出てきたのですが、「適応」と「緩和」という用語について、日本語の意味合いからすると理解しにくいところがあると思いますので、補足させていただこうと思います。参考資料1-1の5ページをお開きください。このコラムで、「適応」と「緩和」について分かりやすく書かれています。そこに書かれているように、地球温暖化対策は大きく2つに分類され、原因となる温室効果ガスの排出を抑制して温暖化を緩やかにするための「緩和策」。もう一つは、既に起こっている、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方などを調整して適応するための「適応策」です。要するに、温暖化の進行を抑制するために温暖化の原因に直接働きかける緩和を進めることが必要ですが、今の施策ではどうしても温暖化の影響は避けることができないということで、温暖化による影響をできるだけ緩和するということが「緩和策」という言葉を使っています。それに対して、今の温暖化対策では温暖化の影響はどうしても避けられないので、何とかそれに適応していかなければならないということで差し迫った影響への対処の取り組みをする、それが「適応策」ということでございます。

「気候変動適応法の概要」と題した資料をお配りしておりますけれども、政府は気候変動適応法案を先の通常国会に提出して成立し、6月13日に公布されています。適応策について考えなければならないのは日本だけではなく、パリ協定の中でも適応策を進めなければならないということで、各国で取り組みをしています。我が国の状況で見ると、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれがあり、今後適応策が重要だということです。例えば、農産物の関係では、高温障害で水稻が白未熟粒になり困っている状況だとか、みかんが高温で浮皮症を起こしたり、強い光で皮の色が日焼けして商品にならない状況です。今や温州みかんの産地の愛媛県では温州みかんに代わって、地中海で取れる作物を栽培したりしているようです。この筑後地方でも、高温によるいろんな被害が出ています。また、熱中症の患者が全国的に増加していますが、都道府県別熱中症による救急搬送人員を見ると福岡県はかなり多くて上位の県になっていますので、久留米市内での熱中症搬送状況がどうなっているか事務局に調べてもらいましたところ、これまで年平均150人くらいだったのが、昨年は194人と大きく増え、過去最高だったということです。今年はすでに、7月半ばの時点で100人を超えていて、その後も増え続けて

いることから、今年は去年の人数をさらに更新するのではないかという状況です。それから、感染症の関係で言うと、日本では心配ないと言われていたデング熱やそういうものを媒介する蚊が、すでに台湾では生息していて、それが沖縄・九州の方へ上がってくると、私たちは免疫を持っていませんから、すぐにやられてしまうおそれがあります。じゃあ、九州から北海道に移ればいいじゃないかというそういう簡単な議論ではなく、九州で生きていけるようにしていかなければならないということだと思えます。その他、豪雨の増加や強い台風の発生数の増加による災害・異常気象などが起きています。強い台風の発生数が増加しているのは、IPCCの第5次評価報告書にも書かれていますが、海水温が、以前は700メートルまでの深さの表層が温まっていることは言われていたのですが、第5次報告書では深海の海水温も上がっているということで、そこまで温まっているとなかなか冷えないんです。だから、フィリピンあたりの海水温が高い状況にあることで水蒸気の発生に伴い台風が頻発し、さらにエネルギーをもらって強い台風になって日本を襲ってくるという状況です。生態系については、サンゴの白化などいろんな影響ができています。その他にも、我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれがあります。

そういった背景があって、「気候変動適応法」が制定されたわけですがけれども、法律の中では、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。それから、国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定することになっています。先ほど事務局からも説明がありましたが、気候変動適応計画は2015年11月に閣議決定していますが、これは、パリ協定に間に合わせるために作った行政計画です。これを、法律に基づいた適応計画として、内容をさらに強化したものを作るということです。先週、気候変動適応法の施行期日が今年12月1日とされたことから、それまでに法定計画としての気候変動適応計画を策定するため、国は早速作成の作業に入っているようです。この法定計画につきましては、その進展状況について把握・評価手法を開発して、更なる充実・強化を図っていくということです。各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進ということで、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活の各分野で、将来影響の科学的知見に基づき、高温耐性の農作物品種の開発・普及、魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備、堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備、ハザードマップ作成の促進、熱中症予防対策の推進などを法律に基づいて推進されていきます。そのための情報基盤の整備のため、適応の情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け、気候変動適応情報プラットフォームが整備されます。そして、地域での適応の強化ということで、都道府県及び市町村に地域気候変動適応計画を策定する努力義務が課されています。今回の久留米市地球温暖化対策実行計画の中では気候変動適応のことも盛り込むということで、法律に基づく地域気候変動適応計画ではありませんけれども、そういったことも考慮した形の計画にしていこうという案になっています。それから、地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点として地域気候変動適応センターを整備していくことになっています。そのほか、広域協議会を組織して、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進していくということになります。それから、これは日本のことだけでは

ありませんので、適応の国際展開等をしていこうということで、国際協力の推進、事業者等の取組・適応ビジネスの促進をしていこうということです。以上が気候変動適応法の概要であります。ちょっと長くなりましたが、参考までに補足をさせていただきました。

今回の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の案につきまして、委員の皆様からご質問・ご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

先ほど事務局からも説明がありましたが、今回の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定につきましては、地球温暖化対策協議会で検討いただいて、それを踏まえて、環境審議会でご意見を伺って固めていくというスケジュールで進めてきています。先週、地球温暖化対策協議会を開催しまして、この案について検討いただきまして、本日、環境審議会の委員の皆様にご意見をお伺いするというところであります。

お考えていただいている間にご参考としてでありますけれども、国際的な動きをご紹介しますと、パリ協定では、実施するための細かなところまでは決められていなかったもので、今年の12月にポーランドのカトヴィツェという都市で開催されるCOP24で実施指針を決めることになっていて、今その交渉が大詰めを迎えています。また、パリ協定は各国に対して、中期目標だけでなく2050年の長期に向けた戦略（長期低炭素発展戦略）を2020年までに策定することを要請しています。それで、環境省で2050年に80%削減に向けた長期大幅削減に向けた基本的考え方を取りまとめたという状況です。

石橋委員：今説明を受けまして、詳細なことは理解できてないんですけど、基本的な政策の考え方とここに書かれている内容は非常にいいことだと思います。今日のまさしく温暖化という状況の中で、いかにこれを私たちが実現していくかということが大事だろうと思います。そういう意味で、ぜひこの内容で進めていかなければならないと思います。

吉永委員：適応ということが分かりやすい形になっていると思いますけど、先ほど藤田会長もおっしゃった熱中症に関して、私は今ケアマネージャーをしていて、在宅を回っているんですけど、今週のはじめくらいに「救急車が足りません」という連絡が入ってきました。なので、お家にお邪魔してみると、冷房を付けたつもりで付けていない方もいますし、冷房は付けないと頑なに拒否される場合もあるので、これから各課と連携されていくんですけど、その辺の啓発事業を子どもだけではなく、今人口の大半を占めようとしている高齢者にもどのようにしていくか。そうしないといけないという設定温度の知識ばかりがあったり、冷房が身体に悪いということがクローズアップされたりしている気がするので、もう少しきめ細かく知ることと、そういうご家庭の冷暖房器は古いことが多いので、その辺の入れ替えていくようなインセンティブというものがあれば、おそらくCO2削減にも結び付くし、救急搬送の減少にも繋がるのではないかな。その辺を具体化できたらいいなと思います。

藤田会長：冷暖房の機器を新しい物に取り替えるだけで、省エネ効果で相当のCO2排出削減になります。そういったことに対して、国も助成策を取っていかなければならないということで、各事業所、家庭でも最新の物に取り替えていくということが重要だと思いますね。

高橋委員：冷房を付けると室外機の換気がすごいんですよ。うちには部屋ごとに4つ付けているんですけど、通るたびにすごい風が来るから、これも温暖化の一つではないかなと思っていました。

- 吉永委員 : 4つの部屋に4機付けていらっしゃるのを、もっと効率がよくて大型のもの1機に替えたらいかがですか。
- 高橋委員 : 子どもの部屋は、冬のように寒い低い温度にしています。ある程度の温度にして、効率よく使うように気をつけたいと思います。
- 濱崎委員 : 今日の資料1の対策のところ、取組指標が示されていますが、この指標の定め方で質問したいんですけど。4ページの公共交通の利用回数というのが、2015年度が132回で2025年度が140回と、差が小さい。5番目のため池を増やすというのは、現状値と目標値との差が大きい。どのように伸ばすかというところ、設定が随分違うように思います。ため池とかは行政だけでできることなのかなと思いますけど、公共交通利用回数を増やすとなると、公共交通機関側の努力もあるけど、市民の心掛けも必要になってきて、そういうことで効果は大きいと思うんですね。久留米はコンパクトシティ構想とか持っているんで、そういう意味では、感覚的にですけど、何でこんなに控えめな目標なのかなと思いましたので、目標値の設定の仕方に関して、どういう基本的な考えで定めていらっしゃるのかお尋ねしたいです。
- 藤田会長 : 重要なご意見ですよ。都市の低炭素化ということで、久留米市でもコンパクトシティを進めていくということになっているんですけど、前回は公共交通の量を増やさなきゃいけないということで議論になっていました。交通政策課長がいなければ、事務局で説明をお願いします。
- 春木課長 : 都市建設部が立地適正化計画を持っています。その中の指標として、公共交通利用回数を挙げています。132回が140回ということですが、年間の一人当たりの回数ですので、現実的にはかなり大きな目標になっていると理解しています。また、立地適正化計画において、市の方針として別の指標がありますので、それをここに持ってきています。それと、洪水吐のため池につきまして、現在、洪水吐が付いている農業用ため池は、市有のため池に民有のため池も加えて52箇所です。目標年度の94箇所については、市有も民有も含んだ全ての農業用ため池に洪水吐を付けたいということで今回目標設定をしているところでございます。
- 藤田会長 : 目標の置き方についてはそういうことでしょうけど、具体的には区域施策編の施策一覧に「環境に配慮した移動手段への転換促進」を進めていくための施策がまとめられていますので、このような取り組みをさらに強く進めていくようにという委員の意見として受け止めてもらえばいいと思います。
- 藤田(直)委員 : 同じく3ページの成果指標の2つ目、ごみの排出量を掲げていらっしゃって、一方で、実行計画(区域施策編)の13ページ目の第3節で対象とするガスというのがあって、代替フロンについては、本市は把握が困難なため対象としないということで除外されているんですけど、世界的に見ると代替フロンの削減も重要だと言われていています。本市において、把握ができないから対象としないというのは、これは間違っていると思います。代替フロンは、冷蔵庫やクーラーに使われていますので、その回収を徹底させるというところではできると思うんですね。現状の数値がどうであれ。なので、そこは全く対象としないというのではなくて、市民にごみの分別とかをお願いするのであれば、同じように代替フロンが含まれている製品にも完全回収、リサイクルの徹底、そういうところは十分に盛り込める

のではないかなと思います。私は、福岡県の環境審議会の委員もしているんですけども、県の方では代替フロンの対策というのは、きちんと力を入れています。やはり、県が示すものに対して市町村が自分たちの市の中で対策をしながら県全体として行動を示していくということも重要なかなと思いますので、ここはご検討いただければと思います。

藤田会長 : フロン対策の強化ということで、フロン回収・破壊法が改正、強化をされ「フロン排出抑制法」と改め、平成27年4月から施行されました。国としても、今まではオゾン層の保護という観点からいくと、代替フロンを使ってということでしたが、それが温室効果の観点からいくと強い影響があるということで、先般、その代替フロン物質の規制をする国際的な議定書がまとまり、国内法でもそれを受けて改正されて、今この状況にあるわけです。藤田委員からご指摘があったように、そういう動きと合わせて取り組みは必要だと思います。ここは、久留米市が対策をしないということではなくて、市として排出量の数値として出せるかということで「把握が困難なため対象としません」としているという理解をしています。

春木課長 : 代替フロンについては福岡県も福岡市も数値が入っていると思います。久留米市がこれを作るときに、代替フロンについては半導体とか液晶の製造、それから冷蔵庫・エアコンの製造を一定規模以上している業者で調査をしたんですけど、久留米市には該当しないのかなと。製造業では、もしくは、把握が困難ということで、数値が取れないということで今回対象から外したということです。

藤田(直)委員 : フロンがオゾン層を破壊して、代替フロンはオゾン層を破壊しないというところで、そこがほぼ100%入れ替わってよかったねって話だったんですけど、代替フロンはそれによって温暖化が助長されるということで非常に問題であって、そこを市レベルからきちんと回収をした方がいいんじゃないかという意見です。不法に投棄をされると、それをきちんと処理ができない業者が回収して、それを東南アジアだとか安く処理ができるところに持って行って、そうすると全くきれいに回収せずに空中に出してしまっていて、それが世界的に問題になっています。市民一人ひとりの行動が、地球全体、海外も含めて影響を及ぼすということなので、市民一人ひとりの行動が大事だと、そういう意味です。

藤田会長 : 対策面で、所管課ではどのようにされていますか？

熊本次長 : 施設課の熊本でございます。フロンの回収業につきましては、中核市になりましても、県の所管だと認識しています。そういうところで数値が把握しにくいということで担当がまとめていたかと思います。

藤田会長 : 久留米市としても、そういう対策効果を上げていくという観点で、その法律の施行の中でやっていかなきゃいけないこともあると思います。あとは、地球温暖化対策の観点から、ドイツではアンモニアを冷媒とした冷蔵庫も作られているということで、日本ではまだですけども、そういうものも積極的に日本でも考えていかなきゃいけないだろうと思います。そういう意味で、フロンの対策もあるけれども、温室効果という面から見て、悪さをする代替フロンについて規制をしていこうと、国際的な動きでもありますし、そういうことにやはり着目してやっていかなきゃいけない。そういう観点からすると、できるだけ代替フロンが排出されないように、市としてできることはやっていかなきゃいけないと思いますし、省エネの観点からすると、なるべく冷蔵庫や空調機を新しい物に取り替えて

いくことが温暖化対策としても効果がありますので、できることをやっていくということだと思います。

藤田(直)委員：買い替えを促進するんですね。ということは、同時に、廃棄する時の回収をきちんとすれば、それをセットにすればいいだけで、そんなに難しいことではないと思います。

吉永委員：それを市民の方に知っていただければいいと思います。

春木課長：施策として考えていきます。

池鯉鮒委員：資料1のところで市民一人一日あたりのごみの排出量というのがあるんですけど、CO2排出量も一人当たりで併記したほうがいいんじゃないかなと。人口が増えたり、産業が発展しているまちは、何もしなくてもCO2排出量は増えていくんですね。だから、一人当たりでやっておかないと、実は増えていても一人当たりは減っているとか。トータルでやると久留米の場合は苦しいんじゃないかなという気がするんです。人口が増えているし、産業が発展しているし。そこがちょっと気になります。

藤田会長：一人当たりのCO2排出量は出せないかということですね。

春木課長：この成果指標については、もともと法律で中核市だったらこのような計算をしないと、緑化や公共交通などいろいろ掲載事項がある中で、私たちの判断でより効果が大きい再生可能エネルギーとごみ排出量ということで循環型社会の構築という意味で、この2つを指標に置かせていただいたという経過でございます。

藤田(直)委員：成果指標のところで、数値がそれぞれ、再生可能エネルギーだったらキロワット、ごみ量だったらグラム、市民の割合だったらパーセントになっていますけれども、CO2の削減ということを謳うのであれば、それによって何パーセント削減できるから効果がある、としないとあまり効果がないんじゃないかなと。区域施策編の29ページには、家庭からのCO2排出量を削減するために、冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」にすると36kg減って排出量を0.7%削減できると書いてあり、CO2がどうなっているか、それでどう効果があるのかということが分かります。それと同じように、ここもそれによって温暖化対策になる、温室効果ガスが削減される、だからやるんだというふうになるんじゃないかなと思うんですね。なので、市民にとったら、なんでごみの排出量を抑制したら温暖化対策になるんだと、その繋がりが直接的ではないので、おそらくそれは、焼却量が少なくなると、いくつかストーリーがあるので、そこを示した方がいいんじゃないかなと思います。

藤田会長：そういう意味では、第4章のところをできるだけ具体的にということで書かれていると思うんですが、コラムという形で分かりやすいように本体の方ではなっているんですね。概要編ではそこまで書いてないんですけど、本編を見ていただくと、そうになっています。このコラムは重要だと思うんですね。久留米市の方針で、こういう計画ものは薄くしないといけないということで、もっと薄くしろと言われたそうなんですけど、こういう大事なものは外しちゃいけないと思います。

池田委員：熱中症は大変なことだと考えています。女性の会でもそういう人が出てきていますので、対策が必要だと思います。

井手委員：この施策を市民の方にどのように広報するかが一番大事なことだろうと思うんですね。広報くるめは毎月来るので、それを全部取っている方というのはいないと思うんですね。

だから、地球温暖化の別冊を作ってもらって「保存用」とか明記すると、みんな取っておくと思うんですけど。

吉永委員 : 啓発用の資料があるといいですね。

井手委員 : そういうものがないと、みんな読むのは読んでいると思うんですけど、ごみになってしまふのはちょっといけないかなと。大事なところは切り取ってファイルしている方もいるかとは思んですけど。

春木課長 : この計画の概要についても、本編を出すのではなく、もう少し概要版にして市民の方にお知らせしたいと思っています。それと、環境部が年3回発行しているエココは、全戸配布になります。そういう中で温暖化に対する取り組みとかをできるだけ掲載して、市民の方に協力いただけるようにやっていきたいと考えているところです。

井手委員 : いつ頃出るんですか。今回の件は。今はもう暑いので、みんな実感していると思うんですね。テレビでも久留米が最高温度で出るので。久留米は暑いってみんな思っています。

春木課長 : この計画は11月くらいに最終的にまとまると思います。それから、概要版は冊子にしていけますので、遅くなりますけど、年度内には冊子になると思いますし、その前に年3回発行するエココや広報くろめで温暖化の話はぜひ入れていきたいと思っているところです。

藤田会長 : ちょうどエココの紹介があったので、その3ページの日本のミライ（温暖化の緩和）というところで、どういった取り組みが必要かという中で、省エネ家電で賢く節約、省エネ住宅でエコライフというようなことに対して、市も助成していくということが書いてありますが、この関係のことを説明してもらったらいかがでしょうか。

春木課長 : 今回、自立分散型エネルギーシステムについてお配りしている資料があると思いますが、エネルギー効率の高い施設や機器に対して市が補助をしていきたいというものです。従来は、太陽光発電をずっと補助していたんですが、5年くらいで補助はやめまして、現在はガスを使ったエネファームに1台あたり15万円補助をして普及を図っているところです。今年の7月からエネファームに加え、太陽光を前提としたものなんですが、太陽光で貯めた電気を九電などに売るのではなくて自分の家で消費していただくために蓄電池、それからエネルギー効率をうまく管理する施設としてHEMS、これらについて新に補助を始めたところでございます。エネファームについては従来どおり15万円、それからHEMSについては機器費の3分の1で上限が3万円、それから蓄電池についてはキロワットあたり2万円上限が10万円ということで新たな補助制度を始めています。だから、この中で太陽光が前提になりますが、エネファームとHEMSをすれば15万と3万で18万、また蓄電池とHEMSをするなら10万円プラス3万円と、複合型で補助ができるような制度で、再生可能エネルギーを使って家の中でスマートハウスとかを作っていただくために補助制度を始めたところでございます。

藤田会長 : 今事務局から説明がありましたように、自立分散型エネルギーシステムの導入ということで久留米市の方でも、費用の一部助成を始めています。石橋委員にはまちづくり連絡協議会でこういうことをやっているよとぜひお話しいただければいいかなと。申請が7月2日から始まっているんですけど、来年の3月8日までとまだ期間がありますし、ぜひお願いしたいと思います。池田委員も女性の会連絡協議会で、こういうのがあるのよとお話

しいただけたら。

池田委員 : 今考えていましたけど、女性の会でも研修計画を6個、いろんな目的に合わせて、環境問題も入れているんですよ。だから、せっかく市でこういう施策をしてあるから、みんなに少しでも分かってもらうようにするには事務局にお願いして、総会をするときに話しに来てもらって。私が聞いただけで説明するのは難しいので。皆さん、こういったことを頑張っ

石橋委員 : 関連しまして、私たちは月1回振興会長会をやったりするんですけど、その関係で行政が市民の皆さんに啓発したいことはそこでいろいろお話しいただいているんです。今お話があったので、これは地域コミュニティ課なり環境部で相談して、できるだけ早い機会の理事会にお話を求めるという話で、参考にさせていただきたいと思います。

藤田会長 : では、実行計画（区域施策編）の案にいただいたご意見につきましては、それを反映させるべく事務局の方と話をしていきたいと思います。その取り扱いについては会長に一任いただければと思います。

次に、実行計画（事務事業編）案の概要につきまして、時間の関係もございますので、事務局から簡単に説明していただきます。

事務局 春木環境政策課長 説明

藤田会長 : この実行計画（事務事業編）案につきましては、次回の審議会の時に詳しく事務局から説明していただき、ご意見をいただきたいと思っています。

そこで、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案につきましては、先ほど申し上げましたように、本日いただきましたご意見につきましては、私の方で事務局と協議させていただきまして、まとめたものをパブリックコメントにかけていきたいと思っています。それで、市民の皆さんの意見をお聞きして、それを反映した最終案を11月になろうかと思えますけれども、本審議会にご報告をし、案を確定するという予定で進めていきたいと思っています。この事務事業編につきましては、事務的なものでございますのでパブリックコメントにはかけませんけれども、お気づきのところがあれば、事務局の方にお寄せいただきまして、11月の審議会に合わせてこの事務事業編についても案の確定ができればと思います。このように取り組みを進めていくということでご了承いただきたいと思っています。

議題2 久留米市災害廃棄物処理計画（案）について

藤田会長 : 議題2の久留米市災害廃棄物処理計画（案）に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

熊本環境部次長兼施設課長 説明

藤田会長 : 久留米市の災害廃棄物処理計画につきましては、これをどのような形で策定していくかという方針につきまして、昨年の3月に開催した本審議会で審議いただきまして、その後環境省の方でも、この災害廃棄物処理計画策定マニュアルが作られ、関係の自治体とも調整をされて、今回この案を作られてきたという状況であろうと思います。時間の関係もございますので、これにつきまして、もしお気づきのところがありましたら、後ほど事務局の方にお寄せいただけたらと思います。また、次回の審議会の時でも必要があれば状況についてご報告いただこうと思います。

その他（久留米市緑の基本計画 2018 について）

藤田会長：久留米市緑の基本計画 2018 につきまして、前回の審議会におきまして、どのような方針でこの計画を策定するのかという考え方について説明がございましたけれども、この計画案について、説明をお願いします。

堤公園緑化推進課長 説明

藤田会長：この久留米市緑の基本計画 2018、これは環境面から見ても重要な計画ということで、前回の審議会でもどういう形で計画を策定するのかという基本的な方針をお聞きし、只今はまとまったところの案について説明いただいたわけでありますけれども、ご質問等ありましたら、よろしくをお願いします。

今回の案につきましては、4 ページのところでは緑の役割について明確に書かれていますように、「環境をよくします」ということで、都市気候の緩和や良好な生活環境維持、CO2 などの低炭素化など。それから「多様な生物と共生していきます」ということで、生物多様性の確保、優れた生態系の保全などといった緑の役割があるということを明確にされて、緑の基本計画案を具体化されているということで方向性として結構なことだと思います。あと、これは基本計画でありますから、これを受けてどのように実行していくかが大事だと思います。そういった時に、久留米市環境基本条例に基づいて制定されている久留米市緑化推進条例がありますけど、この緑化推進条例に基づいて具体的な施策を展開していくということで、これは事業者や市民の皆様にご協力いただきながらやっていかなければならないのですが、その辺のところを具体的に検討して進めていただければと思います。本当はもっとご審議いただきたかったのですが、予定の時間を越えてしまっていますので、今日特にご質問等がなければ、先ほど担当課長から説明のありましたようなスケジュールで進められていくと。これをまた具体化していく中で、報告をいただいて進めていけたらということにさせていただければと思います。

その他（平成 29 年度久留米市環境調査結果について）

（くるめ生きものプランの行動リスト（案）について）

藤田会長：残された時間で恐縮ではありますが、「平成 29 年度久留米市環境調査結果について」と「くるめ生きものプラン行動リスト」について、説明をお願いします。

赤司環境保全課長 説明

藤田会長：まず、久留米市の平成 29 年度の環境調査結果は以上の報告のようでございます。それから、もう一つのくるめ生きものプラン行動リストにつきましては案ということで説明がございましたので、これにつきましてお気づきのところがありましたら、担当の環境保全課の方にお寄せいただきまして、次回の環境審議会の時に固まったものという形で報告いただくということで。

赤司課長：今年度中ということにしておりますので、報告できれば報告したいと思います。

藤田会長：そういうことで進めたいと思いますが、何か特にございましょうか。

高橋委員：振動とか調査されているということですけど、場所はずっと同じ場所でしょうか。

赤司課長：いいえ。主要幹線の 3 路線について、毎年調査をしております、交通センサスという

調査の中で、久留米市の中で交通量が多いところから毎年3箇所、計画的に調査をしていくものです。

高橋委員 : 3号線なんか、朝4時とか5時頃トラックが通ると、家全体がガタガタと揺れて頭が揺られるような思いなんです。それで、どこを調査されているのかなと。そういう交通量の多いところとか、分かるんですけど。3号線の小森野側ですね。あの辺がものすごく、何人か苦情があるから国道事務所に言ったら、下から掘り返します、補強しますと言われていましたが、災害で延び延びになっています。そういうところの調査とかは。

赤司課長 : 個別の箇所についての振動測定というのは道路管理部局とかにお話しただいて、また、環境保全課の方でも振動計や騒音計などの貸し出しとか、一緒になって対応をさせていただきま。こちらの3箇所については主要幹線の方で対応しておりまして、個別の苦情等の対応についてもいたしますので、窓口であったり、道路部局であったり、国道であれば国道事務所になるかと思いますが、環境保全課の方にもお話しただければ、お繋ぎもできますので、よろしくお願ひします。

藤田会長 : そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、予定した時間を過ぎてしまって申し訳ありませんが、あと、委員の皆様から、議事以外のことで何かございますか。よろしゅうございますか。

柴本委員 : 先ほど、井手委員が広報くるめの件で言われましたけど、現実的に広報くるめに載せるのは厳しいようです。なぜかと言うと一年間のスケジュールが決まっています、割り当てもあって。広報くるめに載せられれば全て分かるんですけど、紙面を確保するのはすごく厳しいようです。それでも、環境部には頑張っただいて、環境というのは大切な部署ですから、広報くるめを開いたら分かるようなシステムになっていくといいかなと思っています。

藤田会長 : 次長、いかがですか。

原武次長 : 応援をいただいているということで、ありがたいと思っております。環境部としましては、やはり市民の方に対して環境問題に関する認識を深めてもらって、実際に行動していただくというのが基本的な重要項目だと思っておりますので、今いただきました広報くるめも、紙面の都合等がございますが、頑張っで啓発ができるように今後も取り組んでいきたいという風に考えております。

藤田会長 : 今回の地球温暖化対策実行計画なんかは大きくスペース取ってもらおうとか、緑の基本計画でも大きくスペース取ってもらおうとか。

原武次長 : 個別に折り込みとかをしていますので、なかなか厳しいところもございますけれども、努力はしていきたいと思ひます。

藤田会長 : そのほか、事務局の方は何かございませぬか。よろしいですか。

それでは、これで本日予定しました議事内容は全て終了いたしました。不手際で、予定した時刻を過ぎてしまひまして申し訳ございませんけれども、円滑な議事進行にご協力いただきましたことについて御礼を申し上げます。

これにて今年度の第1回環境審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上